|  |
| --- |
| **６０３０．一括納付用明細データ**  **（民用）関連依頼情報**  **登録・変更** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＤＬＳ０３ | 一括納付用明細データ（民用）関連依頼情報  登録・変更 |

１．業務概要

出力を要求する一括納付用明細データ、一括納付用明細書情報及び一括納付用明細総括データ（以下、一括納付用明細データ等という。）について、出力依頼情報の登録、変更、呼出し及び削除を行う。

本業務によって登録された出力依頼情報に基づき、一括納付用明細データ等出力処理が自動的に起動される。

出力依頼情報の変更及び削除は、一括納付用明細データ等出力処理の起動前まで実施可能である。

出力依頼情報の呼出しは、一括納付用明細データ等出力処理の完了まで実施可能である。

２．入力者

通関業、輸出入者

３．制限事項

（１）１業務で指定可能な出力依頼情報は最大１０件とする。

（２）出力依頼可能期間は、一括納付用明細データ等（月報）配信の翌日から翌々年末日までとする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②出力依頼情報の変更、呼出しまたは削除の場合は、出力依頼情報を登録した利用者であること。

③当該業務の依頼情報により作成される管理資料情報のいずれかを出力要として登録している利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）バッチ処理依頼ＤＢチェック

（Ａ）入力者が登録した未処理の全依頼情報件数（受理番号単位）がシステムの制限値以内であること。

（Ｂ）入力者未取出の管理資料情報のファイル合計数がシステムの制限値以内であること。

（Ｃ）入力者未取出の管理資料情報のファイル合計容量がシステムの制限値以内であること。

（Ｄ）出力依頼情報の変更、呼出しまたは削除の場合は、以下のチェックを行う。

入力された受理番号及び通番がバッチ処理依頼ＤＢに存在すること。

（Ｅ）出力依頼情報の変更または削除の場合は、以下のチェックを行う。

入力された受理番号に対する一括納付用明細データ等出力処理が起動前であること。（処理ステータスが「未処理」または「保留中」。）

（Ｆ）出力依頼情報の呼出しの場合は、以下のチェックを行う。

入力された受理番号に対する一括納付用明細データ等出力処理が完了していないこと。（処理ステータスが「未処理」、「保留中」または「処理中」。）

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）受理番号払出し処理

出力依頼情報の登録の場合は、受理番号を払い出す。

（３）バッチ処理依頼ＤＢ処理

（Ａ）出力依頼情報の登録または変更の場合

入力された出力依頼情報をバッチ処理依頼ＤＢに登録または更新する。

（Ｂ）出力依頼情報の削除の場合

入力された受理番号に対するバッチ処理依頼ＤＢに削除の旨を登録する。

（４）注意喚起メッセージ出力処理

出力依頼情報の登録または変更の場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

（５）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 一括納付用明細データ等出力依頼情報 | 依頼情報の登録、変更または呼出しの場合に出力する。 | 入力者 |
| 随時処理結果通知情報 | 一括納付用明細データ等出力処理が終了した場合に出力する。 | 入力者 |

７．特記事項

（１）応答画面の再送信について

出力依頼情報の呼出しを行った場合のみ、応答画面からの連続した送信が可能となる。

（２）出力依頼情報の変更と削除について

出力依頼情報の呼出し後、変更内容を送信する前（バッチ処理依頼ＤＢ更新前）に一括納付用明細データ等出力処理が起動された場合は、出力依頼情報の更新を反映することができない。

（３）要求パターン番号が「２」（法定納期限等指定による出力要求）の場合、以下の条件を全て満たすデータを出力する。

①一括納付用明細データ等（月報）配信時の出力先利用者が本業務の入力者と一致すること。出力先利用者についての詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｆ０１「収納関連処理」の「一括納付書等出力処理」を参照。ただし、包括納期限延長に係る一括納付用明細データ等で別の利用者に集約され配信された場合は、申告者においても実施可能となる。

②納期限日が入力された法定納期限（年月）の当月２０日から翌月１９日までであること

（例：入力された法定納期限が「２００８１２」の場合、納期限日が２００８年１２月２０日から２００９年１月１９日までのデータが出力対象となる）

また、併せて申告者及び輸入者を指定した場合、指定内容に合致するデータのみを出力する。ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

（４）一括納付用明細データ、一括納付用明細書情報及び一括納付用明細総括データはそれぞれ利用者ごとに出力要否が予めシステムに設定されている。本業務で出力依頼した場合、出力要と設定されている管理資料のみが出力される。

（５）随時報の配信と本業務の実施について

依頼情報登録後、バッチ処理を実施して得られた随時報と依頼利用者が取出していない管理資料情報の合計件数、もしくは合計容量がシステム制限値を超過した場合は、処理された随時報を配信すると共に、注意喚起メッセージを随時処理結果通知に出力する。（メッセージ内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

依頼利用者が未取出の管理資料情報を取出さずシステム上に残留している間は、新しい依頼情報の登録を不可とする。また同様に一度受理番号単位で削除した依頼情報の復帰も不可とする。登録済みの依頼情報についても随時処理を行わない。

一定時間ごとに管理資料情報の合計件数、合計容量をチェックし、依頼利用者が管理資料情報を取出すことによりシステム制限値以内となった時点で、依頼利用者分の依頼情報の随時処理を再開する。また同時に新しい依頼情報の登録を可能とする。一度受理番号単位で削除した依頼情報の復帰も可能とする。

（６）別の利用者に集約された一括納付用明細データ等の出力について

申告者とは別の利用者コードに集約された一括納付用明細データ等に対して申告者を指定する場合、申告者及び集約先となった利用者のいずれを指定した場合でも、出力される一括納付用明細データ等については同一の内容となる。